

○聖籠町建設工事入札・契約等情報公表実施要綱

平成14年3月27日

告示第45号

改正 平成19年3月28日告示第46号

平成26年3月18日告示第16号

平成27年2月16日告示第7号

平成30年1月25日告示第5号

令和2年1月30日告示第6号

令和2年3月23日告示第22号

令和8年3月25日告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「適正化令」という。）に基づき、聖籠町が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）及び公共工事に係る測量、調査及び設計の業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る入札及び契約に関する情報公表の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の範囲)

第2条 適正化令第5条第1項に定める発注見通しに関する事項の公表については、当該年度において発注することが見込まれる公共工事及び建設コンサルタント等業務のうち、次に掲げるもの以外を対象とする。

- (1) 予定価格が200万円を超えないと見込まれる公共工事
- (2) 予定価格が100万円を超えないと見込まれる建設コンサルタント等業務
- (3) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事及び建設コンサルタント等業務のうち、町の行為を秘密にする必要があるものとして、町長が認めたもの

2 適正化令第7条第2項に定める入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表については、次に掲げるもの以外を対象とする。

- (1) 予定価格が200万円を超えない公共工事
- (2) 予定価格が100万円を超えない建設コンサルタント等業務
- (3) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事及び建設コンサルタント等業務のうち、町の行為を秘密にする必要があるものとして、町長が認めたもの

(発注見通しに関する事項の公表の時期等)

第3条 適正化令第5条第1項に定める発注見通しに関する事項については、毎年4月20日に、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の名称、履行場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札予定時期(随意契約を行う場合にあっては、契約予定時期)

2 前項の定めにより公表した事項に変更がある場合(公共工事及び建設コンサルタント等業務を追加する場合を含む。)は、変更後の当該事項についても公表するものとする。

3 前項の公表は、同じ年度の7月20日、10月20日、1月20日に行うものとする。

4 第1項及び前項に定める公表日が閉庁日となる場合にあっては、翌開庁日を公表日とする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の時期等)

第4条 適正化令第7条第2項及び第3項に定める入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項については、次により公表するものとする。

- (1) 適正化令第7条第2項第1号に定める一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定めた場合における当該資格の公表は、当該入札の公告により行うものとする。
- (2) 適正化令第7条第2項第2号に定める一般競争入札に参加しようとした者の商号又は名称及びにその者を参加させなかった理由の公表は、聖籠町財務規則(平成3年聖籠町規則第3号。以下「財務規則」という。)第166条第3項の規定による当該入札結果の公表に併せて行うものとする。
- (3) 適正化令第7条第2項第3号に定める指名競争入札における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由の公表は、財務規則第175条において準用する同規則第166条第3項の規定による当該入札結果の公表に併せて行うものとする。
- (4) 適正化令第7条第2項第4号に定める入札者の商号又は名称及び入札金額の公表は、財務規則第166条第3項(同規則第175条において準用する場合を含む。)の規定による当該入札結果の公表に併せて行うものとする。
- (5) 適正化令第7条第2項第5号に定める落札者の商号又は名称及び落札金額の公表は、財務規則第166条第3項(同規則第175条において準用する場合を含む。)の規定による当該入札結果の公表に併せて行うものとする。
- (6) 適正化令第7条第2項第6号に定める最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした理由の公表

は、財務規則第166条第3項（同規則第175条において準用する場合を含む。）の規定による当該入札結果の公表に併せて行うものとする。

(7) 適正化令第7条第2項第7号に定める最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称の公表は、財務規則第166条第3項（同規則第175条において準用する場合を含む。）の規定による当該入札結果の公表に併せて行うものとする。

(8) 適正化令第7条第2項第9号に定める契約の内容で次に掲げる事項の公表は、契約締結後、速やかに行うものとする。

ア 契約した相手方の商号又は名称及び住所

イ 契約した工事の名称、場所、種別及び概要

ウ 工期

エ 契約金額

オ 予定価格

カ 最低制限価格（設定した場合に限る）

(9) 適正化令第7条第2項第10号に定める随意契約の相手方を選定した理由の公表は、指名競争入札による場合に準じて、当該見積結果の公表に併せて行うものとする。

(10) 適正化令第7条第3項に定める契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合における当該変更契約の内容の公表は、第8号に掲げる契約の内容の公表に準じて行うものとする。ただし、公表する事項については、第8号に掲げるもののほか変更契約の理由を付すものとする。

(公表の方法)

第5条 第3条に定める事項の公表は、総合政策課がとりまとめるうえ指定する場所において閲覧に供するものとする。

2 前条第1号に定める事項の公表は、総合政策課が指定する場所において掲示し、入札終了後は閲覧に供するものとする。

3 前条第2号に定める事項の公表は、総合政策課が指定する場所において掲示し、契約締結後は閲覧に供するものとする。

4 前条第3号から第7号に定める事項の公表は、総合政策課が指定する場所において閲覧に供するものとする。

5 前条第8号及び第10号に定める事項の公表は、総合政策課が指定する場所において閲覧に供するものとする。ただし、随意契約によるものは所管する課等が指定する場所において閲覧に供するものとする。

6 前条第9号に定める事項の公表は、所管する課等が指定する場所において閲覧に供するものとする。

(公表の期間)

第6条 前条第1項に定める公表の期間は、公表日の属する年度の末日までとする。

2 前条第2項から第6項までに定める公表の期間は、公表日の翌日から起算して1年間経過する日までとする。

(様式)

第7条 第3条に定める事項の公表は、別記第1号様式によるものとする。

2 第4条第2号から第7号まで及び第9号に定める事項の公表は、それぞれ別記第2号様式(一般競争入札)、別記第3号様式(指名競争入札)、別記第4号様式(随意契約)によるものとする。

3 第4条第8号に定める事項の公表は、別記第5号様式によるものとする。

4 第4条第10号に定める事項の公表は、別記第6号様式によるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

(聖籠町建設工事入札結果等公表要綱の廃止)

2 聖籠町建設工事入札結果等公表要綱(平成7年訓令第6号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月28日告示第46号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月18日告示第16号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月16日告示第7号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月25日告示第5号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月30日告示第6号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町建設工事入札・契約等情報公表実施要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和2年3月23日告示第22号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日告示第18号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。